

屋内スポーツ施設整備検討支援業務委託仕様書

1 目的

現在、京都府では、府内に不足している屋内スポーツ施設について、京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会を開催し、整備地について有識者からの意見聴取を行うなどの検討をしている。

本業務は、屋内スポーツ施設整備の検討を進めるにあたり、諸検討について支援を行う業務である。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 委託業務の内容

(1) 事業費の試算

あり方懇話会の意見を踏まえ、新たな屋内スポーツ施設に求められる機能を整理した上で、事業費の試算を行う。

(2) 事業スキームの検討支援

屋内スポーツ施設の整備にあたり、官民連携手法の活用を想定した最適な事業スキームについて府が検討を行うため、助言等の支援を行う。

(3) 収支シミュレーション及び事業効果の検討支援

(1)、(2)の検討内容を踏まえ、収支シミュレーション及び事業効果について検討支援を行う。

(4) その他整備検討に係る支援

今後実施を予定している業者サウンディング等を想定した説明資料作成等の支援を行う。

4 提出成果物等

本業務の成果品として、検討結果を取りまとめた報告書を作成することとする。その際、作成資料はA4又はA3横、カラー印刷での印刷及び電子データで

取りまとめることを基本とし、詳細については京都府と協議することとする。また、電子データの形式は編集可能なデータでの提出を基本とする。成果品提出後に不備等が発見された場合、受注者の責任において訂正に応じることとする。

【成果物の提出期限】

令和6年3月29日

【提出方法】

紙媒体 2部

電子データ（CD-RまたはDVD-R） 1部

5 その他

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手する。（受託者による入手が困難であるものについては、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、京都府の指示に従うこと。）
- (3) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- (4) 業務に係るすべての成果品等の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (6) 受託者は、委託者が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。